

令和元年度 第2回沼田市地域公共交通会議

日時 令和元年5月30日（木）

午前10時00分～

場所 テラスぬまた4階

防災会議室403

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

（1） 沼須線の「地域内フィーダー系統確保維持計画」について

（2） その他

4 その他

5 閉会

沼田市地域公共交通会議委員名簿

番号	委員氏名	所属名称・役職等	備 考
1	五十嵐靖男	沼田市副市長	
2	石井 旭	沼田市市民部長	
3	坂田 誠二	沼田市都市建設部長	
4	林 勝男	沼田市区長会副会長	
5	石井 貞子	沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長	
6	佐藤 俊也	関越交通(株)代表取締役社長	
7	高橋 良彰	(一社)群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長	
8	柳澤 孝司	全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長	
9	小林 勝市	(一社)群馬県バス協会会長	
10	今井 宏一	(一社)群馬県タクシー協会会長	
11	服部 和訓	関東運輸局群馬運輸支局長	
12	松岡 利一	群馬県県土整備部交通政策課長	
13	金子 弘	沼田土木事務所長	
14	青山 正幸	沼田警察署長	

生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 令和元年 5 月 日
(自治体名称) 沼田市

生活交通確保維持改善計画の名称
沼田市フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
沼田市では、公共交通の確保のため、現在 10 路線の路線バスについて、事業者へ委託し、運行している。運行形態については、平成 23 年度に大幅な見直しを行い、現在は、各路線が市街地に入ると主要医療機関を巡回するルートをとっている。平成 27 年度に地域医療の中核を担う病院が公共交通空白地域に移転したことから、小型バスを新たに 1 台導入し、沼須線を新設した。これにより今まで 12 地域存在していた公共交通空白地域は 11 地域へと減少し、路線バスの利便性も向上した。 前年度の補助期間中の乗降実績を見ると 70%の利用者が利根中央病院バス停を利用し、その他の医療機関最寄りバス停の乗降が多くなっている。このことから移動手段を持たない交通弱者の通院など移動機会の確保に欠かせない路線となっており、継続した運行が望まれる。 当初沼須線は、「沼田駅～利根中央病院」を往復 6.5 便と「沼田市保健福祉センター前～利根中央病院」を往復 3 便の 2 系統を運行していたが、「沼田駅～利根中央病院」に比べ、「沼田市保健福祉センター前～利根中央病院」の利用が少ない状況となっていた。沼田駅の乗車人数が沼田市保健福祉センター前の約 2 倍を占める状況を踏まえ、平成 30 年 3 月 17 日から「沼田駅～利根中央病院」の 1 系統に統合し、往復 7.5 便とすることで利便性の向上を図った。また、沼田市役所が移転し、テナントも入居する複合施設「テラスぬまた」としてオープンし、人の流れが変わることも予想されることから、他委託路線にあわせ令和元年 7 月 1 日に「テラスぬまた」を経由する運行経路に変更を行った。今後の運行形態等を見守る必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
当該地域内フィーダー系統の利用目標を次のとおり見込む。 1. 輸送容量 沼須線は沼田駅～利根中央病院を 1 日あたり往復 7.5 便運行している。運行車両については、運転手を除く定員は 13 名である。以上のことから、移動機会を確保するため、下記の 1 日あたりの輸送容量を確保する。 $13 \text{ 人} \times 7.5 \text{ 便} \times 2 = 195 \text{ 人}$ 2. 1 日あたりの乗車人数 平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの乗車人数実績 8,401 人 平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの運行日数 247 日 $(8,401 \text{ 人} \div 247 \text{ 日}) \div 2 = 17 \text{ (人/日)}$ 利用者数の維持を目指す。 3. 収支割合 運行事業者へ運行経費の概算を依頼。 ・年間収益見込み 1,708,481 円

・概算運行経費 7,733,603円（車両購入費は除く） $(1,708,481\text{円} / 7,733,603\text{円}) \times 100 = 22.1\%$ 委託路線の中でも利用実績が上位であることから、運行を継続し、乗車人数と併せて概算以上の収支割合を目指す。
（２）事業の効果
・利用者の多くが通院目的のため、交通弱者への交通手段を確保することにより、医療ニーズへの充足を図る。 ・沼須町から市街地への交通手段を確保することにより、日常生活の利便性の向上を図る。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
（１）事業
・委託路線の中でも利用実績が上位であることから、運行を継続し、路線定着を図るとともに主な利用目的地である病院や駅に時刻表等を配布し、利用促進を図る。 ・市役所移転に伴い、群馬県とも連携し、他委託路線も含めた路線再編の検討を行う。
（２）実施主体
・沼田市及び関越交通株式会社
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 1. 路線図 別添経路図のとおり 2. 予定している時刻表 別添時刻表のとおり 3. 予定している運行期間 令和元年10月1日から令和2年9月30日（土日祝日を除く） 令和2年10月1日から令和3年9月30日（土日祝日を除く） 令和3年10月1日から令和4年9月30日（土日祝日を除く） 4. 運送予定事業者 関越交通株式会社 5. 地域内フィーダー系統の補足資料 平成27年12月（9月～11月迄は試行運行）から運行を開始した路線であり、沼田駅と沼田市保健福祉センター前を主な交通結節点として、地域間幹線系統である鎌田線をはじめ、他の路線との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
沼田市から運行事業者へ補助を行っている。補助金額については、運行契約に基づき、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
関越交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
補助対象事業者が協議会ではないので記載せず。
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

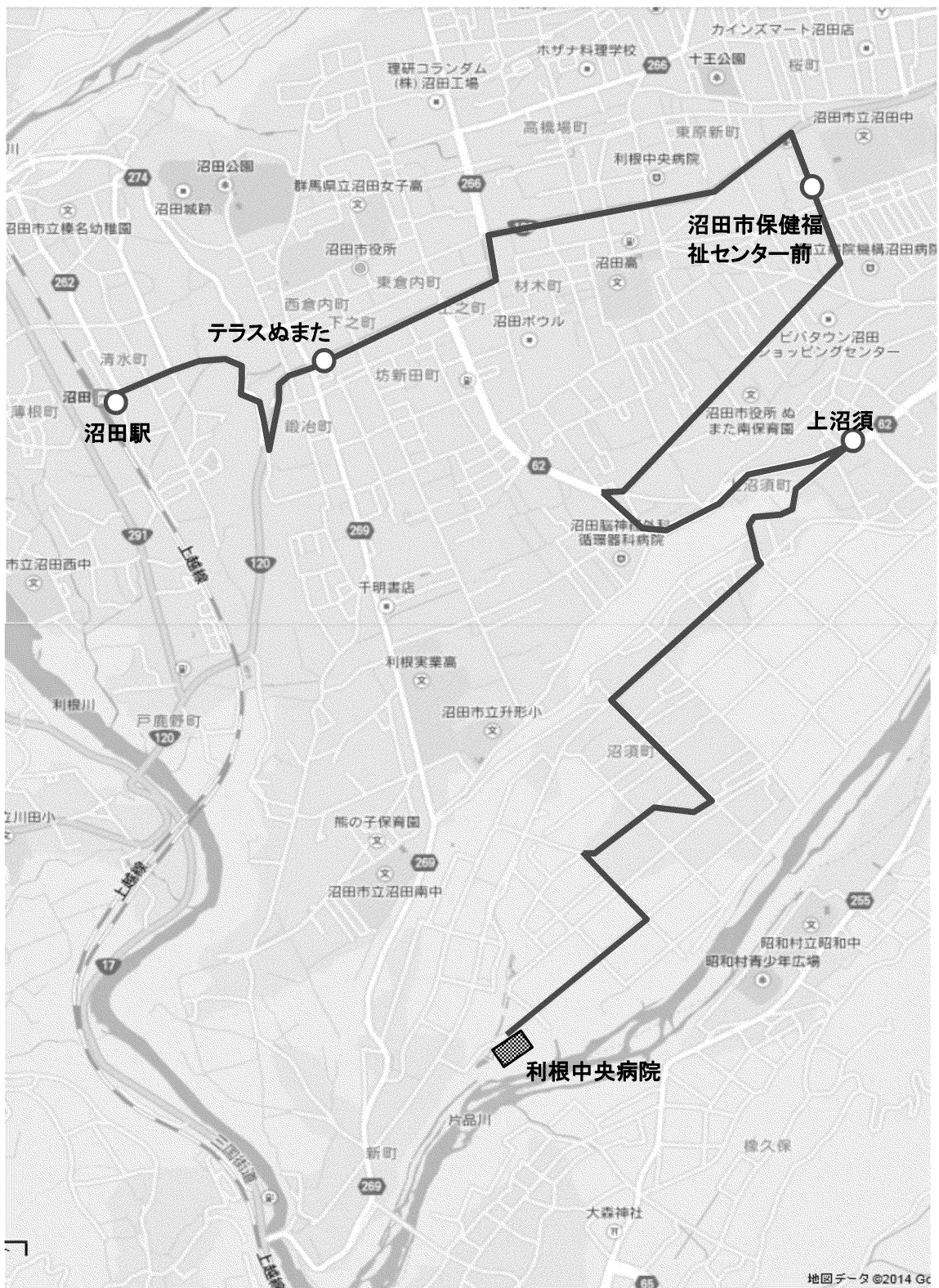
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
沼須線は平成 27 年から新たに運行を開始した路線であり、当該路線を運行する車両を手当てすることができなかったため、平成 27 年 12 月より新たに小型車両を 1 台導入した。当該路線の運行を継続するため、車両取得に要した費用について、5 年間で減価償却を行う。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日 運行を継続（減価償却終了）
(2) 事業の効果
新路線を継続運行することにより、交通弱者の交通手段が確保される。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を添付 関越交通株式会社
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
令和元年 5 月 30 日 沼田市地域公共交通会議で事業内容、計画について協議。
18. 利用者等の意見の反映状況
地域公共交通会議に利用者の代表として沼田市区長会副会長及び沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長を委員として委嘱しており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。
19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	群馬県県土整備部交通政策課長 沼田土木事務所長
関係市区町村	沼田市副市長 沼田市市民部長 沼田市都市建設部長
交通事業者・交通 施設管理者等	関越交通株式会社代表取締役社長 一般社団法人群馬県タクシー協会北毛支部利根沼田地区会長 全国交通運輸労働組合総連合群馬県支部委員長 一般社団法人群馬県バス協会長 一般社団法人群馬県タクシー協会長 沼田警察署長
地方運輸局	関東運輸局群馬運輸支局長
その他協議会が必要と認める者	沼田市区長会副会長（区長会選出代表区長） 沼田市老人クラブ連合会女性委員会委員長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）群馬県沼田市下之町８８８番地
（所 属）沼田市役所市民部生活課生活係
（氏 名）杉木貴和
（電 話）０２７８－２３－２１１１
（e-mail）sugiki-t@city.numata.lg.jp

沼須線経路図



沼須線（土曜・日曜・祝日は運休）

令和元年7月1日 改正

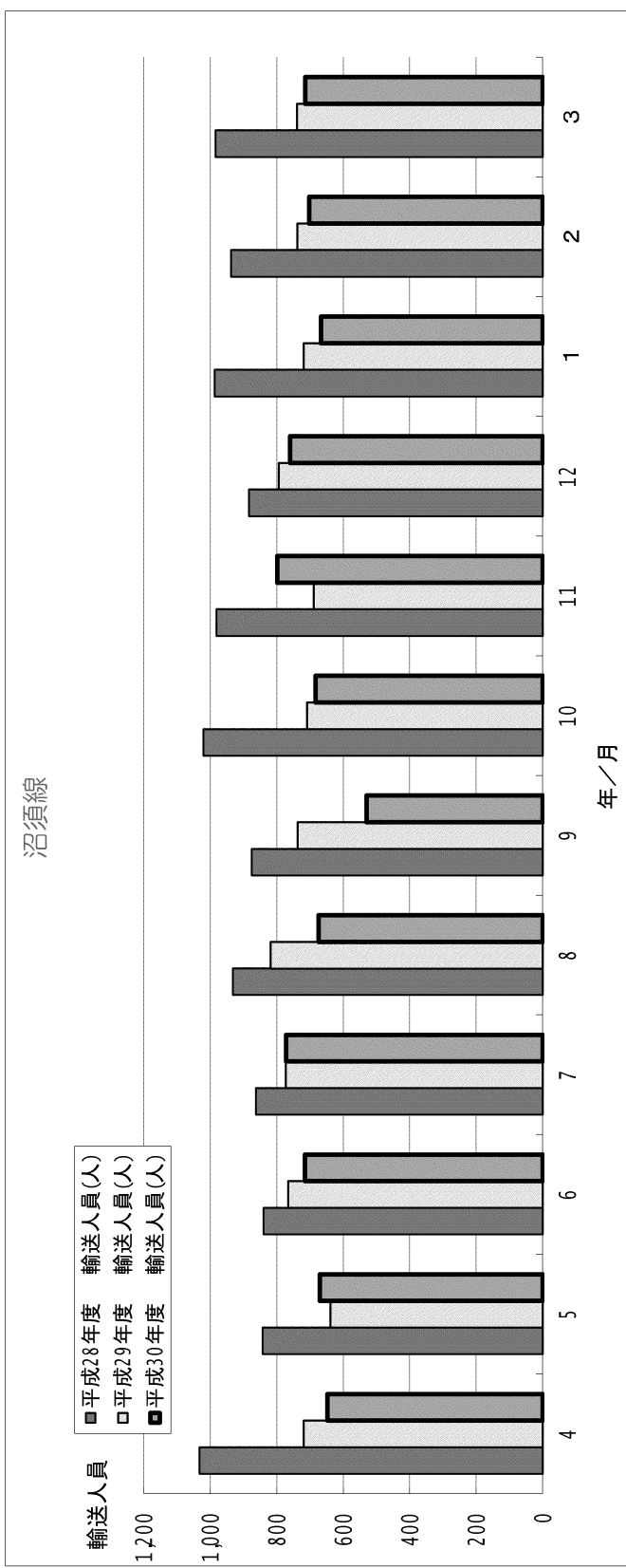
利根中央病院行き										
停留所名										
沼	田	駅	7:55	8:45	9:47	11:47	13:27	14:47	16:23	17:37
清	水	町	7:55	8:45	9:47	11:47	13:27	14:47	16:23	17:37
榛	名	町	7:56	8:46	9:48	11:48	13:28	14:48	16:24	17:38
榛	名	幼稚園前	7:56	8:46	9:48	11:48	13:28	14:48	16:24	17:38
テラスぬまた・市役所前			7:59	8:49	9:51	11:51	13:31	14:51	16:27	17:41
中		町	8:00	8:50	9:52	11:52	13:32	14:52	16:28	17:42
上	之	町	8:01	8:51	9:53	11:53	13:33	14:53	16:29	17:43
材	木	町	8:02	8:52	9:54	11:54	13:34	14:54	16:30	17:44
沼	田	高校入口	8:03	8:53	9:55	11:55	13:35	14:55	16:31	17:45
沼	田	税務署前	8:04	8:54	9:56	11:56	13:36	14:56	16:32	17:46
十	王	公園入口	8:04	8:54	9:56	11:56	13:36	14:56	16:32	17:46
沼田市保健福祉センター前			8:05	8:55	9:57	11:57	13:37	14:57	16:33	17:47
国	立	病院	8:07	8:57	9:59	11:59	13:39	14:59	16:35	17:49
西	原	新町	8:09	8:59	10:01	12:01	13:41	15:01	16:37	17:51
細	新	道	8:10	9:00	10:02	12:02	13:42	15:02	16:38	17:52
上	沼	須	8:11	9:01	10:03	12:03	13:43	15:03	16:39	17:53
で	ん	しゃ道	8:12	9:02	10:04	12:04	13:44	15:04	16:40	17:54
砥	石	神社	8:13	9:03	10:05	12:05	13:45	15:05	16:41	17:55
沼		須	8:14	9:04	10:06	12:06	13:46	15:06	16:42	17:56
利	根	中央病院	8:18	9:08	10:10	12:10	13:50	15:10	16:46	18:00

沼田駅行き								
停留所名								
利根中央病院	9:11	11:11	12:21	13:51	15:21	16:51	18:11	
沼須	9:13	11:13	12:23	13:53	15:23	16:53	18:13	
砥石神社	9:14	11:14	12:24	13:54	15:24	16:54	18:14	
でんしゃ道	9:15	11:15	12:25	13:55	15:25	16:55	18:15	
上沼須	9:16	11:16	12:26	13:56	15:26	16:56	18:16	
細新道	9:17	11:17	12:27	13:57	15:27	16:57	18:17	
西原新町	9:18	11:18	12:28	13:58	15:28	16:58	18:18	
国立病院	9:20	11:20	12:30	14:00	15:30	17:00	18:20	
沼田市保健福祉センター前	9:22	11:22	12:32	14:02	15:32	17:02	18:22	
十王公園入口	9:23	11:23	12:33	14:03	15:33	17:03	18:23	
沼田税務署前	9:23	11:23	12:33	14:03	15:33	17:03	18:23	
沼田高校入口	9:24	11:24	12:34	14:04	15:34	17:04	18:24	
材木町	9:24	11:24	12:34	14:04	15:34	17:04	18:24	
上之町	9:25	11:25	12:35	14:05	15:35	17:05	18:25	
中町	9:26	11:26	12:36	14:06	15:36	17:06	18:26	
テラスぬまた・市役所前	9:27	11:27	12:37	14:07	15:37	17:07	18:27	
榛名幼稚園前	9:30	11:30	12:40	14:10	15:40	17:10	18:30	
榛名町	9:30	11:30	12:40	14:10	15:40	17:10	18:30	
清水町	9:31	11:31	12:41	14:11	15:41	17:11	18:31	
沼田駅	9:34	11:34	12:44	14:14	15:44	17:14	18:34	

※小型車両(14人乗り)で運行します。

路線名 沼須線

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成28年度 輸送人員(人)	1,032	843	840	863	932	875	1,021	982	884	987	937	984	11,180
平成28年度1運行 あたり輸送人員(人)	5.43	4.67	4.01	4.54	4.45	4.60	5.37	5.16	4.43	5.19	4.93	4.70	4.78
平成29年度 輸送人員(人)	720	638	766	773	819	737	709	689	794	720	739	740	8,844
平成29年度1運行 あたり輸送人員(人)	3.78	3.35	3.66	4.06	3.91	3.87	3.55	3.62	3.97	3.60	4.09	3.70	3.77
平成30年度 輸送人員(人)	648	671	715	772	674	530	684	799	761	667	703	714	8,338
平成30年度1運行 あたり輸送人員(人)	4.32	4.26	4.53	4.90	3.90	3.92	4.14	5.07	5.07	4.23	4.93	4.76	4.50



公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する
基本的な考え方

平成31年3月12日

国 土 交 通 省

1. 本年10月1日から現行消費税が消費税と地方消費税を合わせて10%の税率となる。消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。
2. このため、公共交通事業等における消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、平成25年8月1日の物価担当官会議申合せ（一部改正 平成30年12月27日）に基づき、原則下記により適切に対応することとする。
 - （1）消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
 - （2）消費税率引上げに併せて通常改定の申請が行われる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。
 - （3）端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として110／108以内の増収となるように調整する。
 - （4）ＩＣカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとって分かりやすいものとして、理解が得られるように周知を徹底する。
 - （5）改定申請については、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。
 - （6）消費税率引上げ分に伴う運賃・料金の改定については、消費税率引上げ適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる公共交通事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。

南鄉線普通旅客運賃表

沼田駅～旭ヶ丘～南郷線

[illegible]

岩本線 普通旅客運賃表

国立病院～テラス沼田・市役所前～沼田駅～テラス沼田南～上野線

国立病院									
沼田市役所 福祉センター									
十五公厘入 口									
沼田税務署 前									
沼田農校入 口									
材木町									
上之町									
中町									
沼田駅 （アブスル社、 た・市役所 前）									
満水町									
沼田駅									
満水町									
橋名の相国 前									
橋名町									
橋名町相国 前									
アブスル社、 南									
東電前									
利根営業 前									
升形口									
利根中央 病院									
新橋									
戸鹿野橋									
鷹形原									
婦人の家									
久呂保橋									
岩本駅									
上郷									
岩本分教 場下									
満水									
温泉セー ター									
上野入口									
上野									

令和元年 5 月 7 日付け バス停留所名称変更一覧

- (1) 市役所前→沼田市中心公民館前
該当路線：猿ヶ京線、中山本宿線
- (2) 下之町→テラスぬまた・市役所前
該当路線：鎌田線、川場循環線、迦葉山線 他委託 7 路線
- (3) 利南農協前→上沼須東
該当路線：南郷線
- (4) 東下原団地→沼田脳神経外科前
該当路線：川田線
- (5) 利根沼田県民局前→利根沼田振興局前
該当路線：川田線
- (6) J A 川田支所前→川田小学校前
該当路線：川田線
- (7) J A 薄根支所→薄根公民館前
該当路線：宇楚井原線
- (8) 国立病院入口→十王公園入口
該当路線：猿ヶ京線、迦葉山線 他委託 8 路線

沼田市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、沼田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合において、市長は、その内容を書面により速やかに交通会議へ報告するものとする。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) バス停留所の新設
- (4) バス停留所の位置及び名称の変更
- (5) 災害等による緊急的又は臨時的な路線の変更

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市長が指名する職員
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (5) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 一般社団法人 群馬県バス協会
- (8) 一般社団法人群馬県タクシー協会
- (9) 関東運輸局群馬運輸支局長又はその指名する職員

(10) 群馬県県土整備部交通政策課長又はその指名する職員

(11) 前号に掲げる者のほか、道路管理者、群馬県警察、学識経験者、その他市長が交通会議の運営上必要と認める者

2 委員は、交通会議の会議（以下「会議」という。）に代理人を出席させることができる。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（交通会議の運営等）

第4条 交通会議に会長を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

4 会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

7 会議は原則公開とする。

（協議結果の取扱い）

第5条 委員及びその関係者は、会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第6条 交通会議は、その運営に当たって必要な事項を審議するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 交通会議の庶務、地域公共交通に関する相談、苦情及びその他の対応は、市民部生活課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。